

木工機械による 災害を防止するため

木工機械の作業では、材による反ばつを受けて死傷したり、機械の刃部に接触して、手、指を切断するなどの災害が発生するおそれがあります。

家内労働法及び家内労働法施行規則では、このような災害の発生を防止するために、委託者、家内労働者又は補助者が、それぞれ行わなければならぬことや守らなければならないことについて、次のように定めています。

1 委託者が講じなければならない措置

(1) 委託している業務に関して、木工機械を家内労働者に譲渡したり、貸与したりする場合には、次のことを行わなければならないことになっています。

イ 反ばつにより作業者が危害を受けるおそれのある木材加工用丸のこ盤には、割刃、その他の反ばつ予防装置を取り付けること。

ロ 接触により作業者が危害を受けるおそれのある木材加工用丸のこ盤には、歯の接触予防装置を取り付けること。

ハ 手押しかんな盤には、刃の接触予防装置を取り付けること。

ニ 木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置については、木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格に、また、手押しかんな盤の刃の接触予防装置については、手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置の構造規格に適合していることを確認すること。

ホ 手押しかんな盤の刃物取付け部が丸胴であることを確認すること。

ヘ 木工機械の原動機、回転軸、歯車、ブーリー、ベルト、シャフトの止め具等で巻き込まれたり、かみ込まれたりするなど、作業者に危険を及ぼすおそれのある部分には、囲い又は覆いを設けるなど必要な防護措置を講じること。

ト 面取り盤には、刃の接触予防装置を取り付けること。

作業の性質上接触予防装置を取り付けることが困難な場合には、治

具、工具を譲渡し、貸与し、又は提供すること。

チ 災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面を家内労働者に交付すること（この書面に記載する事項は裏面にありますので、これを活用して下さい）。

(2) 女子及び満18才未満の家内労働者又は補助者が、丸のこの直径が25センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤（横切用丸のこ盤、自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ばつにより作業者が危害を受けるおそれのないものを除く。2の(2)について同じ。）に木材を送給する業務、又は手押しかんな盤若しくは単軸面取り盤の取扱いの業務に従事することとなるような委託をしないように努めなければなりません。

(3) 家内労働者や補助者が、災害防止のために安全装置その他の設備を設置しようとするときには、必要な援助を行うよう努めなければなりません。

2 家内労働者及び補助者が守らなければならない事項

(1) 委託者から、災害を防止するために必要な注意事項を記載した書面（例えば裏面）を交付されたときは、その書面を作業場の見やすい場所に掲示しておかなければなりません。

そして、この注意事項を守るよう努めなければなりません。

(2) 女子及び満18才未満の者は、丸のこの直径が25センチメートル以上の木材加工用丸のこ盤に木材を送給する業務、又は手押しかんな盤若しくは単軸面取り盤の取扱いの業務に従事しないように努めなければなりません。

(3) 委託者以外の者から購入した木材加工用丸のこ盤、手押しかんな盤又は面取り盤で安全装置や防護装置など（1-(1)参照）がないものについては、安全装置を取り付けたり、覆いを設けたりするなど必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

家内労働法についての御相談は下記へ。

労働基準局（賃金課）

労働基準監督署

木工機械作業の心得

- 一 安全装置を取り外したまま作業をしないこと（作業のじやまになるからといって、安全装置を外したり、位置を高くしないこと）。
- 二 始動に当たっては、板くずなどが、のこ歯その他刃物のそばに散乱していないかを確認すること。
- 三 節の状態、くぎ、かすがいの有無など材料をよく調べてから作業をすること。
- 四 手袋は、原則として使用しないこと。
- 五 機械を運転したまま作業位置を離れないこと。
- 六 機械のそうじ、給油、検査又は修理の場合には、機械の運転を停止すること。
- 七 運転中に機械の刃部の切粉払いをするときは、ブラシや手ぼうきなどを使用すること。
- 八 丸のこ盤作業で、材料を送るときは、のこ歯の正面を避けた側で行うこと。
- 九 帯のこ盤を使うときは、帯のこが回転中に切断して飛び出す危険があるので、覆いがあつても横側に立たないこと。
- 十 手押しかんな盤で薄物や小物を削るときは、材料の長さ、厚さ及び幅に適応した押え用具を使うこと。
- 十一 面取り盤作業を行うときは、材料と定規との間に手をはさまれないよう、材料の両端の横を持って作業すること。